

ワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣について

職業安定局需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ワクチン接種会場への看護師等の労働者派遣について

制度の現状

- 医療機関への看護師等の労働者派遣については、原則禁止。
- 本年4月1日から、へき地の医療機関に限り、看護師等の労働者派遣が可能に。これにより、へき地のワクチン接種会場（医療法上の診療所に該当）への看護師等の労働者派遣は可能。
- 全国知事会などからの要望を踏まえ、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするため、ワクチン接種会場の人員確保のための選択肢の一つとして、**コロナ禍の特例措置として、従事者（看護師、准看護師）、場所（ワクチン接種会場）、期間（予防接種法に基づき厚生労働大臣が指定する期日又は期間（※））を限定の上で、ワクチン接種会場への労働者派遣を可能**としている。

（※） 令和3年2月17日～令和4年2月28日

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）（抄）

附 則

1～3 （略）

4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、**予防接種法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。**

対応案

- 新型コロナウイルスワクチンの2回接種完了者を対象に、3回目の接種が行われることとなり、予防接種法に基づく厚生労働大臣が指定する臨時のワクチン接種期間が**令和4年9月30日まで**に延長された。
- また、全国知事会から、接種に係る医療従事者の確保に当たり、へき地以外の地域における看護師等の労働者派遣が可能な期間を延長するよう要望を受けた。
- へき地以外のワクチン接種会場へ看護師等の労働者派遣が認められる期間についても、**令和4年9月30日まで延長。**（※省令上、厚生労働大臣が指定する期日又は期間とされているため、省令改正は不要。）

参考①

第6波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言（令和3年11月21日全国知事会）（抄）

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) 追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組

追加接種（3回目接種）については、2回目接種後原則8か月以上（少なくとも6か月以上）経過した18歳以上の方を対象に実施する方針とされたが、詳細部分はまだ結論が出ていない内容もあるため、以下の項目について実務を担う自治体の意見を踏まえながら早急に検討を進め、見解を示すこと。

- ・ **1・2回目と同様に人材確保が課題となるため、へき地以外への看護師、准看護師の労働派遣を可能とする省令の期間延長を検討すること。**

新型コロナワクチン接種会場での看護師の確保状況（令和3年9月末現在）（厚生労働省健康局予防接種室調べ）（抄）

ワクチン接種会場での看護師の確保方法	へき地のワクチン接種会場	へき地以外のワクチン接種会場	合計
自治体又は委託業者が直接雇用する	761市町村 【36,030人】	422市区町村 【66,940人】	1,183市区町村 【102,970人】
医師会や管内医療機関等から看護師を出してもらう	795市町村 【95,374人】	478市区町村 【289,963人】	1,273市区町村 【385,337人】
自治体又は委託業者が人材派遣会社から人材派遣を受ける	99市町村 【3,140人】	120市区町村 【21,684人】	219市区町村 【24,824人】
自治体の保健師や退職した保健師を活用する	391市町村 【5,424人】	195市町村 【4,257人】	586市区町村 【9,681人】

参照条文

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

一・二 (略)

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務に係る労働者派遣が法第四十条の二第一項第四号又は第五号に該当する場合、第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合並びに第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条及び第四条第一項第十九号において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条及び同号において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下この条及び同号において「介護老人保健施設」という。）、同条第二十九項に規定する介護医療院（以下この条及び同号において「介護医療院」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条及び同号において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二・三 (略)

四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）

五～八 (略)

2 (略)

◎労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）

附 則

4 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣について令第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号の厚生労働省令で定めるものは、第一条第二項に規定するもののほか、予防接種法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所とする。